

2025年12月以降始期用

重要事項説明書

この書面では、ソニー損保のペット保険「どうぶつ健保」に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いします。

ご契約の内容は、「普通保険約款・特約」によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、「普通保険約款・特約」に記載しています。必要に応じて当社ウェブサイトをご参照いただくか、あんしんサービスセンターまでお問合せください。ご契約者と被保険者が異なる場合には、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずご説明ください。

読み方ガイド

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項です。

注意喚起情報

ご契約に際してお客さまにとって不利益となる事項など、特にご注意いただきたい事項です。

I 契約締結前におけるご確認事項

1. 商品の名称、仕組み

(1)商品の名称 契約概要

ソニー損保のペット保険「どうぶつ健保」（ペット保険）

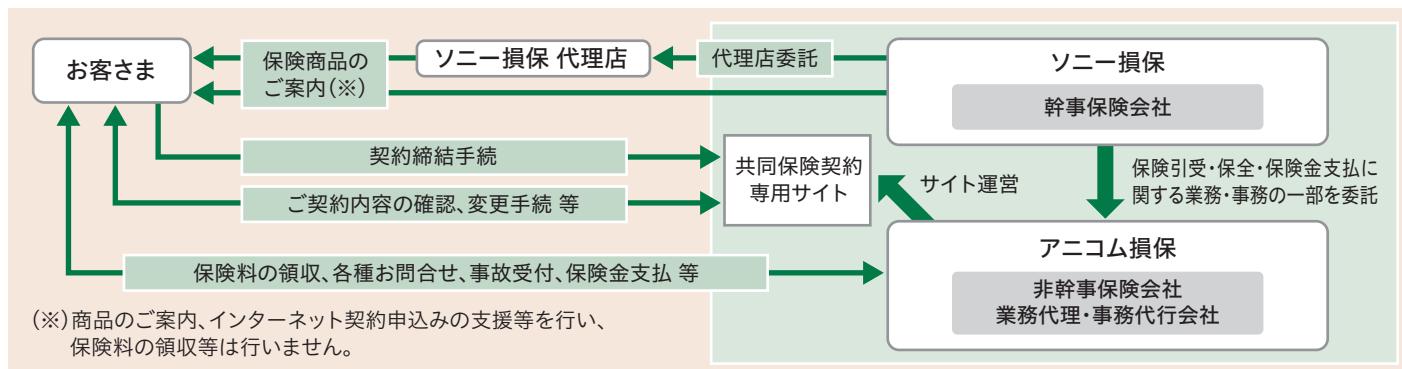
(2)商品の仕組み 契約概要

この保険は、補償の対象となる家庭等で飼養・管理されているどうぶつ（※1）が、ケガ・病気（※2）によって日本国内で診療を受けたことにより、被保険者が負担された診療費に対して保険金をお支払いします。なお、この保険にお申込みいただけるどうぶつは、犬および猫に限ります。（※1）どうぶつとは、約款上の「家庭どうぶつ」のことを指し、以下同様とします。

（※2）ケガ・病気とは、約款上の「傷害または疾病」のことを指し、以下同様とします。

(3)共同保険制度等のご説明 注意喚起情報

■本商品は、ソニー損害保険株式会社（幹事保険会社（以下、「ソニー損保」といいます。））とアニコム損害保険株式会社（非幹事保険会社（以下、「アニコム損保」といいます。））が引受保険会社となる共同保険です。



■引受割合は、ソニー損保（幹事保険会社）99%、アニコム損保（非幹事保険会社）1%となります。各引受保険会社は、引受割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。

■保険の募集については、幹事保険会社であるソニー損保が両社を代表して行います。ただし、以下に記載の保全等の業務・事務については、ソニー損保から委託を受けたアニコム損保が業務代理・事務代行会社としてお客様対応をさせていただきます。

- ・お客様には、共同保険契約専用サイトからご契約いただきます。本サイトの運営および各種お問合せ等の対応は、アニコム損保が行います。
- ・契約締結後、保険料はアニコム損保から請求させていただきます。
- ・ご契約内容の確認およびご契約内容の変更等については、ペット保険専用マイページにて行っていただきます（一部郵送等によるお手続きがあります。）。ペット保険専用マイページの運営および各種お問合せ等の対応は、アニコム損保が行います。
- ・事故が発生した場合、保険金のご請求手続の案内や保険金のお支払いはアニコム損保が行います。

■補償・サービスの内容や保険料、保険加入実績、保険金支払実績、引受方針等の情報は、共同保険制度の運営において必要な範囲で、引受保険会社間で相互に連携します。



- *ご契約後の各種お手続きや保険金請求に関する案内等については、アニコム損保から連絡いたします。また、案内帳票にはソニー損保のペット保険「どうぶつ健保」では取扱いのないアニコム損保固有の商品に関する記載が含まれていることがあります。
- *ソニー損保でペット保険以外のご契約がある場合、住所変更等のご契約者情報の変更を行うときは、ペット保険とは別に変更手続が必要となります。

(1) 保険金をお支払いする場合

被保険者が負担された通院・入院および手術(※)の診療費が、以下の両方にあてはまる場合は、その診療費に対して保険金を支払います。

- ①ご契約のどうぶつがケガ・病気を被ったことによる診療費であること
- ②保険期間中、かつ、日本国内での診療による診療費であること

支払われる保険金の計算方法は「6. 引受条件」をご確認ください。

(※)各診療の形態について

通院	診療が必要な場合に、どうぶつが入院以外の診療を受けることをいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、どうぶつを動物病院内にて、常に獣医師の管理下において治療に専念させることをいいます(静脈点滴を伴う治療、酸素室を使用する治療、抗がん剤の治療等の行為をいい、ご契約者、被保険者都合のお預かりは含みません。)。
手術	診療を目的とし、器具および全身麻酔を用いて、患部または必要部位に切除、切開等を行うことをいいます(縫合のみの場合は含みません。)。全身麻酔下での歯科処置、整形外科疾患の非観血的処置および食道、胃等における異物除去目的のための内視鏡を用いた処置も含むものとします。

(2) 保険金をお支払いしない主な場合

この保険で保険金をお支払いしない主な場合は、次のとおりです。

*すべての内容を記載しておりませんので、詳しくは「普通保険約款・特約」をご確認ください。

ご契約者・被保険者の行為によるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者、被保険者の故意または重大な過失が原因で生じたケガ・病気 等 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為が原因で生じたケガ・病気 等
自然災害によるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・地震、噴火またはこれらによる津波(風水害等を含む)が原因で生じたケガ・病気
既往症・先天性異常 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約の始期日(継続契約の場合は、初年度契約の始期日とします。)より前に被っていたケガおよび発症していた病気・先天性異常、ならびに待機期間中に発症していた病気・先天性異常 等 ・「どうぶつ健康保険証」の特記事項欄に記載のケガおよび病気・先天性異常 等
妊娠・出産にかかる費用 等	<ul style="list-style-type: none"> ・交配、妊娠、出産、早産、帝王切開、流産、人工流産ならびにそれによって生じた症状およびケガ・病気 等
(保険制度運営上)ケガ・病気にあたらないもの 等	<ul style="list-style-type: none"> ・去勢(停留睾丸による去勢を含む)、避妊手術 等 ・乳歯遺残、停留睾丸、睫毛乱生、涙やけ、臍ヘルニア、そけいヘルニア 等 ・歯石取り、肛門腺しづぼり 等 ・耳掃除、爪切り(狼爪の除去を含む)、断耳、断尾 等
ワクチン等の予防接種により予防できる病気	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン等の予防措置により予防できる病気(ただし、発症が予防措置の有効期間内である場合および獣医師の判断により、予防措置を講じることができなかったと認められる場合を除く)
予防費用 等	<ul style="list-style-type: none"> ・マイクロチップの装着費用 ・予防目的の診療費(狂犬病予防接種、ワクチン接種、フィラリア予防、ノミ・マダニの寄生予防 等) <p>*駆虫等の治療目的で予防薬を使用する場合であっても、持ち帰りは補償の対象外となります。</p>
検査・代替医療 等	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診断費用、症状を伴わない血液検査・糞便検査費用 等 ・中国医学(鍼灸を除く)、ホメオパシー、酸素療法、理学療法(リハビリテーション)等代替療法、減感作療法 等
健康食品・医薬部外品 等	<ul style="list-style-type: none"> ・動物病院で処方される療法食 等(ただし、入院中の食餌を除く) ・獣医師が処方する医薬品医療機器等法上の医薬品以外のもの(健康補助食品(サプリメント)、医薬品指定のない漢方薬、医薬部外品、日本で未承認の薬剤を輸入して処方された場合 等) ・持ち帰りのシャンプー、イヤクリーナー 等(薬用・医薬品を含む) <p>*承認されている消毒薬等の医薬品であっても、皮膚洗浄目的で使用される製品は、シャンプーとして補償の対象外となります。</p>
治療付帯費用 等	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外診療費、往診料、文書作成料 等 ・ペットホテルまたは預かり料 <p>*治療中であってもご契約者、被保険者都合のお預かりの場合は補償の対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カウンセリング料、指導料 等 ・安楽死、遺体処置 等

3. 主な特約とその概要

契約概要

特約名	特約の概要
継続契約特約	すべてのご契約に付帯される特約です。特段のお申出がない限り、満期後は原則自動的にご契約が継続されます。
保険料支払手段に関する特約	すべてのご契約に付帯される特約です。保険料をスマートフォンで決済する際に適用されます。
特定傷病除外特約	保険証券等に記載の特定のケガおよび病気・先天性異常にに関する診療費を、保険金の支払いの対象としない場合に適用されます。
ペット賠償責任特約	別に定める特約保険料をお支払いいただくことにより適用されます。ご契約のどうぶつが起こした咬みつき、引っかき等の日本国内における加害事故によって、他人の身体や財物に損害を与える、被保険者に法律上の損害賠償責任が生じた場合、1事故につき1,000万円を限度に補償します。 *保険契約の途中での付帯、削除はできませんので継続時にお手続きください。 *保険会社が、直接被害者等(損害賠償請求者)との連絡や交渉を行う等のいわゆる示談交渉は行いません。 *1事故につき、3,000円を自己負担額とします。 <保険金をお支払いしない主な場合> ・同居の親族に対する損害賠償責任 ・どうぶつを使用して対価を得る職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 等

*詳しくは「普通保険約款・特約」をご確認ください。

4. 補償の重複

注意喚起情報

補償内容が同様の保険契約(ペット保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されます。いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。それぞれのご契約の補償内容の違いや保険金額をご確認いただき、補償の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

<補償が重複する可能性がある主な例>

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
ソニー損保のペット保険「どうぶつ健保」	ペット保険
ペット賠償責任特約	自動車保険等の個人賠償責任補償特約

5. 保険期間と保険責任

契約概要

注意喚起情報

保険期間は1年間となり、保険責任は、始期日の0時に始まります。

始 期	初年度契約	お申入手続が完了した日の1ヵ月後(翌月の同じ日(※))の0時 (※)31日などで同じ日がない場合は翌々月1日の0時
	2年目以降の継続契約	継続前契約の満期日翌日の0時
満 期	始期日の1年後の応当前日の24時。ただし、応当日がない場合は、その月の末日の24時	

初年度契約(2年目以降の継続契約を含みません。)に限り、病気が補償の対象とならない以下の待機期間があります。

待機期間について

初年度契約に限り、保険契約の始期日から30日間の「待機期間」があります。

待機期間中に発症した病気は、待機期間終了後も補償の対象となりません。

*始期日前のケガ・病気は補償の対象となりません。

保険契約の始期日

30日

ご注意

ケガ

×

○ 始期日以降に被ったケガは補償の対象です。(※)

病気

×

待機期間
(30日間)

○ 31日目以降に発症した病気が補償の対象です。

※ 待機期間中に発症した病気は補償の対象外です。

(※)待機期間中にケガを被り、診療を受けた場合、「どうぶつ健保」対応病院の窓口での精算はできません。ペット保険専用マイページからオンライン請求を行っていただくか、郵送により保険金請求を行ってください。

6. 引受条件

契約概要

保険金の限度額について

ご契約のどうぶつのケガ・病気に対し、補償の対象となる診療費に支払割合を乗じた額をお支払いします。ただし、次のとおり通院・入院・手術といった診療形態ごとの1日(1回)あたりの支払限度額および限度日数(回数)を上限とします。

	支払割合70%		支払割合50%			
	支払限度額と限度日数(回数)		支払限度額と限度日数(回数)			
通院	1日あたり	12,000円まで	年間20日まで	1日あたり	8,000円まで	年間20日まで
入院	1日あたり	30,000円まで	年間20日まで	1日あたり	15,000円まで	年間20日まで
手術	1回あたり	200,000円まで	年間2回まで	1回あたり	150,000円まで	年間2回まで

●同日に複数回通院した場合、通院日数は1日とみなします。この場合は、補償の対象となる診療費を合算のうえ、1日の支払限度額を上限として保険金を計算します。

●入院日数のカウント方法は、例えば2泊3日であれば入院3日となります。

●手術は通院または入院(日帰り入院を含む)がセットとなり、それぞれ上記支払限度額が適用されます。

→ 例えば、2泊3日の入院中に手術を1回した場合は、入院3日に手術1回の支払限度額を合算して適用します。



支払割合の変更について

*支払割合の変更は継続時に限り行なうことができますが、保険期間の途中では変更できません。

*継続時に、支払割合の引き上げ(50%から70%へ変更)を希望される場合は、所定の審査をさせていただきます。審査結果により支払割合を70%へ変更できない場合があります。

7. 保険料に関する事項

契約概要

(1) 保険料の決定

保険料はどうぶつの種類・品種・体重(混血犬(ミックス犬)の場合)・年齢および支払割合等により決定されます。

また、「基本保険料表」記載の保険料は、ご契約時点での基本保険料です。2年目以降は、どうぶつの年齢が1歳上がるごとに基本保険料も原則、ご契約継続の時点で毎年上がります。

具体的な次年度保険料については、満期前に案内しますのでご確認ください。

(2) 保険料の割引について

ご契約の条件により、以下の割引が適用されます。適用された割引は申込画面等でご確認ください。

マイページ 新規申込割引

次の①～③の条件をすべて満たす場合に、新規契約(※1)の保険料を割り引きます。

- ①当社ウェブサイトの「ご契約者ページ(マイページ)(※2)」から申込みをしたこと。
- ②①の見積り時点で、自動車保険、火災保険(※3)または医療保険を当社でご契約していること。
- ③①と②のご契約者が同じ方であること。

割引額(※4)

1,000円

(※1)当社でご契約する継続契約以外の保険契約をいいます。

(※2)ペット保険専用マイページからお申込みされた場合は、本割引が適用されませんのでご注意ください。

(※3)始期日が2018年11月11日以降のご契約に限ります(建物と家財で保険期間が異なる場合は、建物の始期日が2018年11月11日以降のご契約に限ります。)。

(※4)年払のご契約に適用される割引額です。月払のご契約の割引額は、1回分あたり90円です。

8. どうぶつ健活について

契約概要

本商品には、腸内フローラ測定サービス(どうぶつ健活)が付帯されており、保険期間中1回利用いただけます。保険契約の始期日後に書面にて案内しますのでご確認ください。

*専用サイト「けんかつくん」への登録が必要となります。

また、上記腸内フローラ測定を行った結果、アニコム損保が保有するデータから判断し健康診断の受診をおすすめする場合、所定の動物病院で健康診断を受診できます。健康診断対象となった場合、測定完了後に案内しますのでご確認ください。

*詳しくはペット保険専用サイト等に掲載の「どうぶつ健活 利用規約」をご確認ください。

*「どうぶつ健活」の内容は、変更・中止となる場合があります。

*「どうぶつ健活」は病気の診断をするものではありません。

*「どうぶつ健活」の申込可能期間は始期日から1年間となります。

II 契約締結時におけるご確認事項

1. 告知義務等

注意喚起情報

- ご契約者または被保険者には、ご契約時に、お引受けに関する重要な事項として、申込画面等で当社が告知を求める事項に正しく告知いただく義務(告知義務)があります。
- ご契約者または被保険者の故意または重大な過失により告知した内容が事実と異なっている場合、ご契約を解除することや、保険金をお支払いしないことがあります。申込画面等の入力内容を必ずご確認ください。

(告知事項)

- ご契約のどうぶつの種類・品種・体重(混血犬(ミックス犬)の場合)・保険契約の始期日時点での満年齢
- ご契約のどうぶつの過去のケガ・病気の履歴および現在の健康状態(健康状態などにより、特定のケガ・病気をお支払いの対象としない条件でお引受けできる場合や、ご契約のお引受けができない場合があります。)
- 他のペット保険契約等の有無

等

2. ご契約者および被保険者

注意喚起情報

ご契約者

ご契約の申込みをする方をいい、保険料を支払う義務のある方をいいます。なお、お申込時点で、日本国内にお住まいの18歳以上の個人の方がお申込みいただけます。
*18歳未満の個人や法人の場合はお申込みいただけません。

被保険者

保険の補償を受けられる方をいいます。ご契約時にご契約者以外の方を被保険者に設定された場合は、ご契約者が被保険者の範囲に含まれない場合がありますのでご注意ください。保険証券等記載の被保険者(以下、「本人」といいます。)のほか次の方が被保険者となります。ただし、ペット賠償責任特約の場合には、責任無能力者を含みません。
・本人の配偶者(※1)
・本人または配偶者と生計を共にする同居の親族
・本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子
(※1)次のいずれかの方をいいます。
・法律上の配偶者
・婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方
・戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態(同性パートナー)にある方(※2)
(※2)同性パートナーの取扱いの詳細については、あんしんサービスセンターまでお問合せください。

3. クーリングオフ制度(契約申込みの撤回等について)

注意喚起情報

- 「お客様がご契約を申込まれた日」を起算日として8日以内であれば、クーリングオフを行うことができます。
- クーリングオフのお申出をする場合は、上記期間内に必ず、右図のような書面を郵送(8日以内の消印有効)いたずらか、アニコム損保ホームページ掲載のお申出フォーム(<https://www.anicom-sompo.co.jp/coolingoff/>)で通知(8日以内の発信日有効)してください。なお、期限を過ぎた場合にはクーリングオフができませんのでご注意ください。
- クーリングオフされた場合は、既にお支払いになった保険料をお客さまに返還します。



ご注意

*電話・FAX等でのお申出は承ることができませんのでご注意ください。
*保険金をお支払いする事故がすでに発生しているにもかかわらず、それを知らずにクーリングオフをお申出いただいた場合には、お申出がなかったものとして取り扱います。

記入例(必須事項)

- ご契約をクーリングオフする旨の記載
(例)下記の保険契約をクーリングオフします。
- ご契約者の住所、氏名、捺印またはフルネームサイン、電話番号
- 申込日
- 証券番号、どうぶつの種類と品種
- (代理店を経由してお申込みされた場合)ご契約を申込まれた代理店名

1608352
クーリングオフ係
東京都新宿区西新宿8-17-1
アニコム損害保険株式会社
業務管理部 事務サービス課
行
住友不動産新宿グランドタワー39階

4. 保険料の支払方法・払込方法

契約概要

注意喚起情報

支払方法

クレジットカードまたは口座振替(※)でのお支払いとなります。
(※)2年目以降の継続契約に限り、選択いただけます。

払込方法

年払(保険料の全額を1回で払込み)と月払(12分割して払込み)があります。

*月払の基本保険料は、年払の基本保険料に対し、5%割増を適用し12分割したものです。(10円未満四捨五入)

5. 保険料をお支払いいただくスケジュール

契約概要

注意喚起情報

初年度契約	年 払	保険契約のお申込時にお支払いいただきます。
	月 払	初回保険料は、保険契約のお申込時に12分割した2回分の保険料をお支払いいただきます。始期日の属する月(以下、「始期月」といいます。)の翌月以降10ヵ月間は、1回分ずつの保険料を順月でお支払いいただきます。
*クレジットカードの利用日は1日となります(カードの種類により前後する場合があります。)		
2年目以降の 継続契約	年 払	始期月前月にお支払いいただきます。
	月 払	始期月前月から順月で12分割した保険料の1回分ずつをお支払いいただきます。
*クレジットカードの利用日は1日となります(カードの種類により前後する場合があります。)。口座振替の場合は12日(金融機関等が休業日の場合は翌営業日)が振替日となるため、振替日の前日までに登録口座に保険料相当額をご準備ください。		

(例) 9月1日申込日、10月1日始期日の場合

初年度契約												2年目の継続契約													
月	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
年 払	1 1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 1	
月 払	2 12	-	1 12	1 12	1 12	1 12	1 12	1 12	1 12	1 12	1 12	1 12	1 12	1 12											



ご注意

保険料のお支払いが遅れた場合

万が一、スケジュールどおり保険料をお支払いいただけない場合は、始期日より後であっても、保険料のお支払い前にどうぶつが被ったケガ・病気による診療費等に対し、保険金をお支払いしない場合もありますのでご注意ください。

6. 保険料の払込期日

注意喚起情報

払込期日	払込期日とは、保険証券等に記載された保険料のお支払いに関する期日をいいます。この期日までに保険料を払込みください。																																														
	初回保険料	初年度契約:保険契約のお申込時にお支払い 2年目以降の継続契約:始期月の末日																																													
第2回目以降の 月払保険料																																															
保険料の 払込猶予期間																																															

払込猶予期間を過ぎても保険料をお支払いいただけなかった場合には、保険契約は解除され保険金をお支払いしませんのでご注意ください。

7. 現在のご契約を解約することを前提とし新たにお申込みいただく際のご注意

注意喚起情報

新たに保険契約を お申込みされる場合の ご注意事項	●新たにお申込みをいただく場合には、再度、告知が必要となります。その結果、どうぶつの健康状態によっては新しいご契約をお引受けできない場合や、特定傷病除外特約が適用となる場合があります。
	●新たにお申込みをいただく保険契約の始期日より前に被っていたケガおよび発症していた病気等、ながらに待機期間中に発症した病気については保険金をお支払いしません。待機期間終了前に現在のご契約を解約すると、補償がない期間が発生しますのでご注意ください。

III 契約締結後におけるご注意事項

1. ご契約内容の変更について

注意喚起情報

ご契約後に次の変更が生じた場合には、ペット保険専用マイページにて変更手続を行っていただくか、あんしんサービスセンターまでご連絡ください。

- ご契約者が住所を変更されたとき(※)
- ご契約者または被保険者が死亡されたとき(※)

●保険期間の途中でご契約のどうぶつを譲渡されるとき 等

(※)ソニー損保でペット保険以外のご契約がある場合、住所変更等のご契約者情報の変更を行うときは、ペット保険とは別に変更手続が必要となります。

2. 解約と返還保険料

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、ペット保険専用マイページまたは書類でのお手続きが必要です。解約の返還保険料は右表のとおりです。

年 払	次の計算式にて算出される保険料を、ご契約者に返還します。 返還保険料 = 年払保険料 × 未経過期間に対応する日割
月 払	未経過期間に対応する分の月払保険料は請求しません。ただし、既経過期間に対応する月払保険料のうち払込みをいたいでない保険料がある場合は、その分を請求します。

●ご契約内容および解約の条件によっては、当社の定めるところにより保険料を返還または未払保険料を請求することができます。

●返還される保険料があっても、多くの場合払込みいただいた保険料の合計額より少ない金額となります。

●保険料の払込方法が月払の場合、解約された月の翌月以降も引落しが発生することがあります。

3. 契約の失効

注意喚起情報

ご契約のどうぶつが死亡した場合は、保険契約は失効となりますので、ペット保険専用マイページまたは書類でのお手続きが必要です。この場合の返還保険料は右表のとおりです。

年 払	次の計算式にて算出される保険料を、ご契約者に返還します。 返還保険料 = 年払保険料 × 未経過期間に対応する日割
月 払	次の計算式にて算出される保険料を、ご契約者に返還します。 返還保険料 = 既払込保険料 - (月払保険料 × 12) × 既経過期間に対応する日割

●ご契約内容および失効の条件によっては、当社の定めるところにより保険料を返還または未払保険料を請求することができます。

●返還される保険料があっても、多くの場合払込みいただいた保険料の合計額より少ない金額となります。

●保険料の払込方法が月払の場合、失効した月の翌月以降も引落しが発生することがあります。

4. ペット賠償責任特約を適用したご契約の場合

注意喚起情報

事故が起こった時の
手続きについて

ご契約のどうぶつが他人に咬みついたり引っかいたりする等の事故が発生した場合は、すみやかにアニコム損保までご連絡ください。

事故にかかる相手との示談交渉は、必ず事前にアニコム損保へご相談のうえ進めてください。

IV その他ご留意いただきたいこと

1. 2年目以降のご契約継続について

契約概要

注意喚起情報

保険期間は1年間ですが、ご契約には「継続契約特約」が付帯されていますので、解約等のお申出がないかぎり、満期後は原則自動的にご契約が継続されます。



*ご契約者または引受保険会社より別段の意思表示があった場合や、保険金の支払状況、その他所定の理由により、ご契約を継続いただけないことがあります。

ご注意

*自動的にご契約が継続とならない場合や、商品改定により保険料、補償内容等が変更となることがあります。

①お手続きについて

満期日の約3ヵ月前に次年度の継続契約の案内をお届けしますので、ご契約内容の変更がある場合や、継続を希望されない場合は、必ずお手続きください。お手続きがない場合、ご契約プラン、支払方法・払込方法、ペット賠償責任特約の有無等を前年のご契約と同条件で引受けさせていただきます。

(スケジュール例)
10月1日が始期日の場合



②継続時の保険料について

- 2年目以降は、どうぶつの年齢が1歳上がるごとに基本保険料も原則、ご契約継続の時点で毎年上がります。
- 始期日時点での年齢が満0歳の混血犬(ミックス犬)は、次年度の継続契約の案内前に体重確認をさせていただき、申告体重に基づき次年度の保険料を案内します。

2. 保険金の請求について

契 約 概 要

注意喚起情報

保険金を直接請求(※)される際は、保険金の請求に必要な書類を診療日(入院の場合は退院日)から30日以内にご提出ください。「どうぶつ健保」対応病院にて「どうぶつ健康保険証」を提示して診療を受けられた場合は、被保険者等に代わってその対応病院がアニコム損保へ保険金を請求、受領することとなります。

(※)ペット保険専用マイページからオンライン請求される場合、または郵送により保険金請求される場合をいいます。

3. 保険金をお支払いする時期

契 約 概 要

注意喚起情報

保険金請求された場合、請求に必要な事項が記載されたすべての書類が到着した日(※)から、その日を含めて30日以内に被保険者のご指定口座に保険金をお支払いします。

ただし、保険金のお支払いにあたり30日を超えて特別な調査が必要となる下表の場合につきましては、それぞれの日数を経過する日までに保険金をお支払いします。

(※)ペット保険専用マイページからオンライン請求された場合は、請求手続が完了した日を到着日とします。ただし、書類に不備があった場合はすべての確認が完了した日とします。

保険金の算出に必要な事項等を確認するために、動物病院等による診断等の結果について 照会が必要となる場合	90日
災害救助法が適用された地域における保険金の算出に必要な事項等の調査が必要となる場合	60日

4. 「保険証券」の発行について

注意喚起情報

保険契約の締結時の書面として、「ご契約内容のお知らせ 兼 意向確認書(控)」・「どうぶつ健康保険証」をお届けします。

また、この保険はWeb保険証券(保険証券の発行をせずに、ご契約内容をペット保険専用マイページ上で閲覧いただく方法)での取扱いとなります。ペット保険専用マイページからダウンロードまたは印刷のうえ、保管してください。

5. 保険料控除について

契 約 概 要

保険料控除の対象にはなっておりませんのでご注意ください。

6. 満期返れい金・契約者配当金に関する事項

契 約 概 要

満期返れい金・契約者配当金はありません。

7. 個人情報の取扱いについて

注意喚起情報

<ソニー損害保険株式会社>

(1) 法令等の遵守

ソニー損害保険は、個人情報を取扱う際に、個人情報の保護に関する法律その他個人情報保護に関する諸法令に関し個人情報保護委員会および所管官庁が公表するガイドライン類に定められた義務、ならびにソニー損害保険のプライバシーポリシーを遵守します。

(2) 個人情報の利用目的

ソニー損害保険は、本保険契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本保険契約の管理・履行、適正な保険金等の支払い、再保険契約の締結、再保険金の請求、他の保険・金融商品(銀行代理業等に関する商品を含む)の案内・募集・契約締結の媒介、付帯サービスの案内・提供、アンケートの実施や商品・サービスの開発等の目的の達成に必要な範囲内において利用します。

また、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

(3) 個人情報の提供・取扱いの委託、取得

①ソニー損害保険は、利用目的の達成に必要な範囲内において、本保険契約に関する個人情報を、業務委託先(保険代理店を含む)、医療機関、保険金の請求・支払に関する関係先、他の損害保険会社、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、再保険会社等(外国にある事業者を含む)に提供し、またはこれらの者から提供を受けることがあります。

②ソニー損害保険は、第三者である広告配信事業者(外国にある事業者を含む)に対し、ソニー損害保険の保有するお客様の個人情報を提供し、当該広告配信事業者においてマッチングを行った結果に基づいて、ソニー損害保険の取扱商品の案内のための広告を配信することができます。提供先となる広告配信事業者が、これらの情報を広告配信以外の目的で利用することはできません。

③提供先が外国にある事業者の場合の当該外国の名称や当該外国における個人情報の保護に関する制度等については、ソニー損害保険のプライバシーポリシーをご確認ください。

④ソニー損害保険は、第三者から個人関連情報(趣味嗜好カタログやウェブサイトの閲覧履歴・広告閲覧履歴、その他インターネット利用時の行動に関する情報、属性情報(性別、年齢、家族構成、職業、お住まいのエリア等が含まれます))の提供を受け、ソニー損害保険が保有する個人データと紐づけたうえで、ソニー損害保険またはソニー損害保険の代理店が提供する商品・サービス等に関するアンケートの実施、市場調査・データ分析の実施等ならびにそれによる商品・サービスの開発を達成するために利用することができます。

(4) ソニーフィナンシャルグループでの共同利用

ソニー損保は、ソニーフィナンシャルグループが提供する各種金融商品やサービスの企画・開発等のため、ソニーフィナンシャルグループ株式会社ならびにその連結対象会社および持分法適用会社のうち個人情報保護法27条5項3号に基づく对外告知を実施済みの会社との間で、お客様の個人データを共同利用します。ソニー損保のプライバシーポリシー、個人情報の取扱いに関する詳細、ソニー損保の取扱商品・サービス内容等については、ソニー損保ウェブサイト(<https://www.sonysonpo.co.jp/>)をご覧ください。

<アニコム損害保険株式会社>

アニコム損害保険は、本契約に関する個人情報(過去に取得したものを含みます。)を保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、以下(1)から(4)の利用・提供を行うことがあります。なお、センシティブ情報の利用目的は、法令により業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

(1)本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること

(2)契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をする上での参考とするために、個人情報を他の損害保険会社(少額短期保険業者を含みます)または、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

(3)アニコム損害保険とアニコムグループ各社との間で各社の商品・サービス等の開発・提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること

(4)再保険引受会社等における再保険契約の締結、継続・維持・管理、再保険金支払等に利用するため、個人情報を再保険引受会社等に提供すること
アニコム損害保険およびアニコムグループ各社における個人情報の取扱い、アニコムグループ各社の範囲、アニコムグループ内における個人情報の管理責任者および各種商品やサービスの一覧などについての詳細は、アニコム損害保険ホームページ(<https://www.anicom-sompo.co.jp/>)をご覧ください。
*共同利用を行うアニコムグループ各社から、海外子会社は除きます。

<個人情報の共同利用について>

ご契約のどうぶつについて、アニコム損害保険での保険加入実績がある場合には、共同保険の制度運営のため、アニコム損害保険との契約情報をソニー損保が利用することがあります。

8. 取扱代理店の権限

注意喚起情報

当社取扱代理店は、保険契約締結の媒介のみを行います(締結代理権および告知受領権は有しません。)。

9. 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

・引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、解約返還保険料のお支払いが一定期間凍結されることや、金額が削減されることがあります。

・当該経営破綻の場合、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。ご契約による保険金および解約返還保険料は、原則として80%(破綻後3ヵ月以内に発生した保険事故に関する保険金は100%)補償されます。

10. 重大事由による解除

次のいずれかに該当する事由がある場合には、書面による通知をもって、ご契約を解除することができます。

(1)ご契約者または被保険者が保険金を支払わせる目的でご契約のどうぶつにケガ・病気を被らせ、または被らせようとした場合

(2)ご契約者または被保険者が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合

(3)被保険者が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとした場合

(4)上記のほか、(1)から(3)と同等に引受保険会社の信用を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

11. 当社が取扱う保険商品について

本商品は預金ではありません。また、元本の保証はなく預金保険制度の対象ではありません。

■保険に関するお問合せ等

あんしん サービスセンター	ご契約の新規お申込みに関する お問合せ	0120-409-722	[受付時間] 平日9:30~17:30 土・日・休日9:30~15:30
	ご契約後のお手続きに関するお問合せ 保険金のご請求に関するお問合せ	0800-888-8256	*サービス向上のため、 通話内容を録音させて いただきます。
お客様相談センター	ご意見・苦情等	0800-111-1091	

■指定紛争解決機関

注意喚起情報

この保険の引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

この保険の引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申立てを行うことができます。詳しくは、日本損害保険協会のホームページをご覧ください。<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

日本損害保険協会
そんぽADRセンター

03-4332-5241 (全国共通) 受付時間:平日9:15~17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)